

# 農地売買事業申請チェックフロー

(R7.4.22修正版)

## 農地売買等事業で扱う農地等の確認（市町で確認）

### 【申請者が申請前に処理すべき事項】

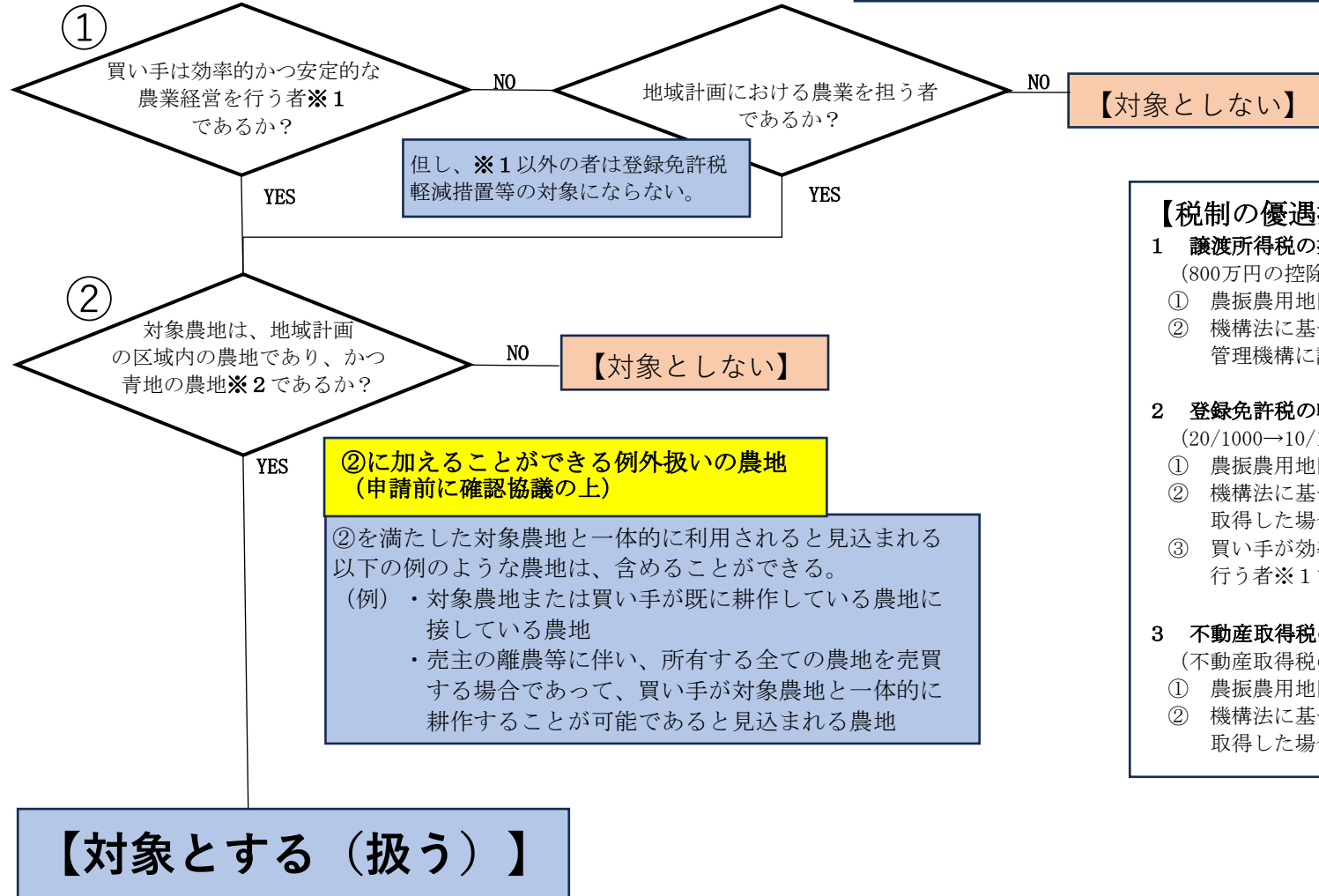
- ・ 未登記の農地は、予め登記処理を行ってください。
- ・ 農地の一部を売却する場合は、予め分筆等手続きを行ってください。
- ・ 共有名義の農地は、共有名義者の同意を得てください。
- ・ 抵当権等が設定されている場合は、予め解除（抹消登記）してください。
- ・ 賃借権等が設定されている場合は、予め合意解約手続きをしてください。

※1

- ・ 認定農業者
- ・ 特定農業法人
- ・ 認定就農者
- ・ 市町基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たす者
- ・ 規模拡大しようとするもので一定の要件を満たす者

※2

農振農用地区域内の農地



### 【税制の優遇措置の対象】

#### 1 譲渡所得税の控除（売主）

(800万円の控除)

- ① 農振農用地区域内の農用地であること。
- ② 機構法に基づく促進計画により農地中間管理機構に譲渡すること。

#### 2 登録免許税の軽減措置（買い手）

(20/1000→10/1000に軽減)

- ① 農振農用地区域内の農用地であること。
- ② 機構法に基づく促進計画に定める農地を取得した場合
- ③ 買い手が効率的かつ安定的な農業経営を行う者※1であること。

#### 3 不動産取得税の控除（買い手）

(不動産取得税の課税標準の1/3を控除)

- ① 農振農用地区域内の農用地であること。
- ② 機構法に基づく促進計画に定める農地を取得した場合